

監事監査報告書

一般社団法人市民エネルギー生駒定款第23条第一項の規定により、代表理事から審査に付された、令和4年度一般社団法人市民エネルギー生駒グループの会計帳簿等の調査を行い、貸借対照表、損益計算書、自己資本等変動計算書につき監査致しました。

◆監査の結果

- (1) 会計帳簿は記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算報告書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 決算報告書は法令及び定款に従い、収支及び事業活動の状況並びに財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月6日

一般社団法人 市民エネルギー生駒

監事 矢田千鶴子 印

